久野地区における
小田原市地区計画形態意匠条例に基づく認定申請について

　地区計画区域内では、都市計画決定された地区整備計画の法的実効性を担保するため、建築物の用途、規模などの制限に関する「小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例」と建築物や工作物の形態や意匠の制限に関

　する**「小田原市地区計画形態意匠条例」**により、**認定等を受けるまで工事に着手できません。**そのため、次の手続きが必要になります。ここでは、小田原市地区計画形態意匠条例に基づく手続についてご説明いたします。

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例	都市計画法に基づく届出	小田原市地区計画形態意匠条例に基づく認定申請
⇒建築基準法に基づく**建築確認申請**	⇒都市計画課**都市計画係**へ	⇒都市計画課**景観係**へ
詳細は建築指導課（0465－33－1433）	（0465－33－1571）	（0465－33－1573）

認定申請が必要な行為は次のとおりです。また、認定を受けた計画を変更する場合も同様です。

建築物の建築等
（新築、増改築、塗り替え等）

工作物の建設等
（新設、増改築、塗り替え等）

門、塀、フェンス等

位置図

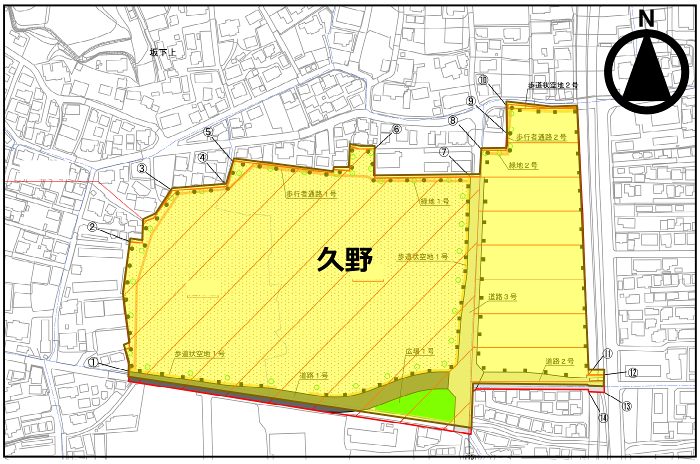

申請の流れ

事前相談

⇩

認定申請

⇩

地区整備計画への適合チェック　⇔〔景観評価員〕必要に応じて意見聴取

適　合 → 認定証交付 → **工事着手**

不適合 → 通知書交付
・適合しない理由を記載
・適合するかどうかを決定することができない理由を記載

（30日以内）

・工事着手には、建築確認等も必要

申請に必要な書類　※正副２部ご提出願います。（副本は認定証と一緒にお返しいたします）

認定申請書	様式第１号
別紙	建築物の概要、工作物の概要
付近見取図	計画地や道路及び目標となる地物などの位置を表示したもの（案内図）
配置図	計画地内における建築物や工作物の位置を表示したもの
各面の立面図	着色された各面の立面図にマンセル値を記入したもの
工作物の意匠図	着色された工作物の意匠図にマンセル値を記入したもの
外構平面図	植栽は樹種等を記載したもの
現況カラー写真	計画地及びその周辺の状況を示す写真

制限の内容　※A 地区、B 地区共に同じ制限です。

建築物等の形態又は意匠の制限

1　**建築物及び工作物（自動販売機及び屋外広告物を除く。以下同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。**ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の５分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

使用する色相	彩　度
0.1R～５Y	３以下とする。
上記以外の色相	２以下とする。

2　**建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。**ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。

小田原市　都市部　都市計画課　景観係
〒250－8555 小田原市荻窪 300
ＴＥＬ ：0465－33－1573
E-mail：ma-keikan@city.odawara.kanagawa.jp